

江津市地域コミュニティ推進指針



平成 25 年 3 月

江津市地域コミュニティ推進会議

はじめに

本市においては、過疎化や少子高齢化が急速に進展しており、とりわけ中山間地域では、無住化集落や限界集落が多数発生しています。

こうした集落や自治会では、助け合いや支え合いによって守られてきた伝統行事や共同作業など、旧来の暮らしが守れなくなっている現状があります。

そこで、本市では、今までの集落や自治会のような小さな人口規模のまとまりではなく、ある程度の人口が確保される連自治会区などの生活圏域を単位とした地域コミュニティの結成を促進します。

この地域コミュニティとは、そこに暮らす住民がともに力を合わせ、主体的に地域づくりや課題解決のための取組みを行うというものです。

今後は、地域コミュニティが日々の生活に関わる様々な課題を話し合っ、決定し、実施していくことのできる「地域自治組織」としての機能を果たし、地域づくりを担っていくことが期待されます。

過疎化や高齢化などの現状を踏まえると、市もまた画一的な行政サービスから、きめ細やかな行政サービスへと転換していかなければなりません。

それには、今まで以上に職員が地域へ出向き、地域に発生する課題の把握に努め、行政施策へきちんと反映していくという作業が欠かせません。

職員の意識改革はもとより、縦割りの行政サービスを見直し、地域の総合的な課題に対し、包括的に対処していくという能力が必要になります。

以上のことから、本市では、全市において地域コミュニティを結成し、住民と行政が一丸となって地域の課題解決や魅力の創出に努めてまいります。

— 自助、公助、共助 そして近助で支え合うまちづくり —

江津市地域コミュニティ推進会議

本指針は、平成24年3月に提出された「これからの江津市公民館のあり方」答申を踏まえています。

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 地域コミュニティに関する江津市の基本的な考え方 | 1 |
| (1)地域コミュニティ施策を推進する背景 | |
| (2)地域コミュニティの構築に向けて | |
| (3)地域コミュニティと行政の協働 | |
| 2. 地域コミュニティにおいて重点的に取り組むべき活動 | 3 |
| 3. 地域コミュニティの活動拠点 | 4 |
| (1)公民館から地域コミュニティセンターへ | |
| (2)地域コミュニティセンターの指定管理について | |
| (3)地域コミュニティセンターの人員配置 | |
| 4. 地域コミュニティの構成 | 5 |
| (1)地域コミュニティの構成員 | |
| (2)地域コミュニティの運営体制 | |
| (3)地域コミュニティの財務 | |
| 5. 地域コミュニティ施策の推進体制 | 6 |
| (1)地域コミュニティの推進体制 | |
| (2)市の推進体制 | |
| 6. 地域コミュニティの推進スケジュール | 8 |
| (1)地域コミュニティ設立の手順 | |
| (2)公民館から地域コミュニティセンターへ移行の手順 | |
| (3)年次別の推進スケジュール | |
| 7. 地域コミュニティを形成する地域の範囲 | 12 |
| (1)連合自治会区を単位とした地域コミュニティの形成 | |
| (2)地域ブロックを単位とした活動の推進 | |
| 8. 地域づくり計画の作成 | 14 |
| 9. 地域コミュニティの推進に対する支援制度 | 14 |
| (1)地域コミュニティ活性化事業交付金 | |
| (2)地域づくり一括交付金 | |
| (3)自治機能再生プレーンと地域マネージャー制度 | |
| (関係資料) | |
| 江津市地域コミュニティ推進会議設置要綱 | 18 |
| 江津市地域コミュニティ推進会議委員名簿 | 20 |

1. 地域コミュニティに関する江津市の基本的な考え方

(1) 地域コミュニティ施策を推進する背景

各地域においては、様々な組織や団体が地域に根差した活動を行ってきましたが、今後は、地域活動の担い手が大きく減少する恐れがあります。

一方で、孤独死や悪徳商法被害など生活に身近な多種多様な問題が発生しており、もはや行政のみではこうした問題に対処できない状況になっています。

また、東日本大震災を契機として、地域における自主防災活動の必要性が再認識されるなど、連合自治会区などの生活圏域を単位とした地域づくりが急務となっています。

(2) 地域コミュニティの構築に向けて

今まで、地域の行事や環境整備などの活動は、自治会等が中心に担ってきましたが、過疎化や高齢化の進展、市街地においては住民同士のつながりの希薄化などにより、自治会の範囲では課題が解決できない状況になっています。

また、婦人会や高齢者クラブなど各種団体においても、会員数の減少や高齢化による活動の停滞により、組織の存続が危惧される状況が発生しています。

自主防災組織の結成など新たな地域課題に対処するには、自治会、婦人会、高齢者クラブなどの各種団体が、活動の枠組みを超えて連合自治会区などの地区単位でまとまる必要があります。そして、自らが暮らす地域のことを自ら決めて実行する力である自治力を再構築していくことが求められています。

以上のことから、今後、江津市では、全地区において自治力を備えた地域コミュニティの結成を促進してまいります。

【地域コミュニティの一般的な定義】

同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、言語、行動規範、生活様式等を形成する地域的生活共同体をいう。

出展：新自治用語辞典（ぎょうせい）

(3) 地域コミュニティと行政の協働

地域コミュニティを推進する上で重要になるのが、住民と行政が協働関係を構築し、それぞれの役割を分担しつつ、協力して地域づくりを行うことです。

住民と行政がそれぞれ果たすべき役割は、以下のとおりです。

【住民が果たすべき役割】

住民は、自らが暮らす地域をより良い地域にしていくため、進んで地域づくりに参画しなければなりません。

さらに、地域コミュニティは地域の中心的な組織であり、住民の合意形成の仕組みづくりが欠かせません。

また、地域コミュニティは、日々の生活に関わる様々な課題を話し合っ、決定し、実施していく組織となっていくことが必要です。

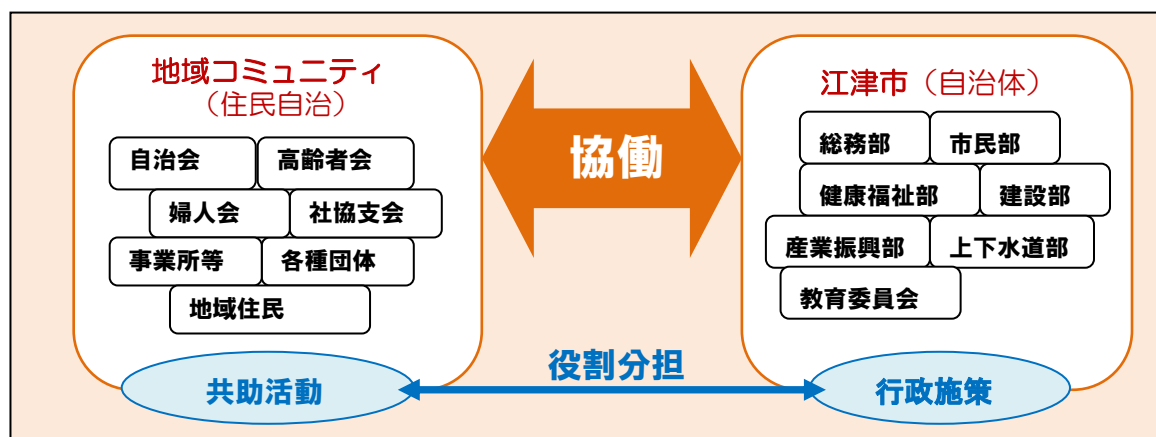
【行政が果たすべき役割】

地域コミュニティ施策は、地域の総合的課題に包括的に対処するという視点が必要となるため、担当部署は庁内横断的に、関係部署間の連絡調整を行わなければなりません。

今までの縦割りによる行政運営は、地域の各種組織や団体にも影響を与えています。例えば、各部署がそれぞれの所管業務ごとに別々の協力団体を設けて、事業を実施しているという例があります。これにより、同じ地域内の活動でありながら、必ずしも組織間の連携が取れていないという状況が発生しています。

したがって、住民に改革を求めるだけでなく、同時に行政も変わらなければなりません。それには、職員の意識改革はもとより、縦割り行政の見直しや地域づくり支援体制の強化など、行政内部の体制づくりが急務です。

図1 地域コミュニティと江津市の協働イメージ



2. 地域コミュニティにおいて重点的に取り組むべき活動

地域コミュニティ活動を推進する上で、行政と連携しつつも、地域の実状に沿った独自の取組みが期待されるものを重点活動と位置づけます。

【重点的に推進する活動】

| 重点活動 | 考え方 |
|--|--|
| <p>① 支え合いの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援（買い物など） ・地域ぐるみの子育て ・防犯・防災 など | <p>高齢化や核家族化が進む現状において、地域で共に暮らす住民同士が支え合い、助け合う仕組みをつくる必要があります。</p> <p>公共サービスのみでは対応できない、地域ならではの個別の課題に対し、地域コミュニティでその対策を検討していくことが求められます。</p> |
| <p>② 地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外との交流活動 ・環境や景観を守る活動 ・生産活動 など | <p>地域を活性化するには、人的資源や地域資源、観光資源などの特色を活かした独自の活動が必要です。</p> <p>本市は、海、山、川などの豊かな自然、歴史的な建造物や町並み、人麻呂ゆかりの地など、多種多様な地域資源に恵まれており、これらの資源を活用した取組みが地域の魅力向上につながります。</p> <p>また、農林水産物加工などの生産活動を通じて、若い世代も生き生きと活動できる場を創出することは、地域の大きな活力となります。</p> |
| <p>③ 人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進 ・歴史や文化の伝承 ・地域の教育力向上 ・健康づくり など | <p>「地域づくりは人づくり」と言われるように、地域に暮らす人々が主体的に地域づくりに参画することが求められています。</p> <p>地域に暮らしながら、様々な学習機会が提供されることで、地域や社会に対する問題意識が高まり、地域活動への参画意欲が促進されます。</p> <p>また、地域の歴史や文化が、子から孫へと脈々と受け継がれるためには、地域ぐるみで歴史や文化を守る活動が展開されなければなりません。</p> |

この3つの重点項目は、「これからの江津市公民館のあり方」答申の 1.生涯学習の拠点、2.地域の教育力向上の拠点、3.地域の歴史・文化の継承の拠点、4.まちづくり、地域づくりの拠点 の考え方を継承しています。

3. 地域コミュニティの活動拠点

(1) 公民館から地域コミュニティセンターへ

公民館は、地域住民の活動拠点として、地域に欠かせない施設となっています。特に、旧江津市の公民館は、昭和の市町村合併の際、役場に代わる自治機能を残したいという地域住民の強い自立心の下で運営されてきました。

したがって、江津市の公民館の多くは、社会教育の範ちゅうに留まらず、福祉や環境美化活動を始め、伝統行事や祭りの運営などの幅広い活動を各種団体とともに担っています。

すなわち、施設の名称こそ公民館ですが、その活動内容は、地域コミュニティの活動そのものといっても過言ではありません。

しかしながら、過疎化や高齢化が進行する地域においては、買い物弱者対策や自主防災活動などの新たな課題が発生し、公民館や自治会等による既存の活動の枠組みを超えた、新たな取組みが必要になっています。

また、地域自らが働き場や自主財源を確保するため、地域資源を活かした特産品づくりなどの収益事業に取り組む動きが各地で見受けられますが、公民館施設は、こうした収益事業に活用することができません。

以上のことから、地区公民館を地域コミュニティセンターへ移行し、地域住民の総意による独自の地域活動や事業に取り組むことができる施設として機能を強化してまいります。

なお、社会教育や地域の教育力向上のための活動など、今まで公民館が地域団体や学校等と連携しながら担ってきた活動については、引き続き地域コミュニティの活動として引き継がれます。

さらに、地域コミュニティセンターが地域住民の活動拠点として、柔軟かつ有効に利活用されるよう、地域コミュニティセンターの管理、運営を地域コミュニティへ委任することができる、いわゆる指定管理者制度を導入します。

(2) 地域コミュニティセンターの指定管理について

指定管理者となった地域コミュニティは、地域コミュニティセンターの維持管理費等が指定管理料として支払われます。また、施設の利用料金を収納し、

その財源を地域コミュニティの活動に充てることができます。

さらに、収益事業をはじめとする様々な独自事業を自らの権限において、施設内で実施することができるようになります。

＜参考＞

指定管理者制度とは、公の施設の管理にかかる権限を議会の議決を経て、指定管理者に委任する制度です。

指定管理者は、「法人その他の団体」すなわち、民間事業者、NPO 法人、自治会等に限られます。

(3) 地域コミュニティセンターの人員配置

地域コミュニティセンターには、センター管理者と地域マネージャーを配置し、センターの管理や運営を行います。

センター管理者は、地域コミュニティの会長が務めることとし、センターの運営と地域コミュニティの活動を連動させることで、施設の有効活用を促進します。

4. 地域コミュニティの構成

(1) 地域コミュニティの構成員

地域コミュニティは、自治会、婦人会、高齢者クラブ、社会福祉協議会地区支会、消防団、体育協会などの公的な団体をはじめ、地域づくりやボランティアグループなどの任意団体、企業やNPO 法人など、地域で活動する様々な組織が連携して地域運営に取り組むことが、地域の活力創出において重要となります。

また、若者から高齢者まで、さらにはU・Iターン者など、個々の住民の積極的な参画を促し、多様な視点から暮らしやすい地域の実現にむけた取組みを進めていくことが必要です。

(2) 地域コミュニティの運営体制

地域コミュニティには、組織を代表する会長、会長を補佐する副会長、組織の事務や会計を担当する事務局などの設置が必要です。

また、組織には、地域活動の分野ごとに専門部会を設置し、この専門部会が中心となって各種の活動を展開していきます。

地域コミュニティ事務局には、事務局長や会計、地域マネージャー等を配置し、専門部会間の調整や会計処理のほか、各種団体や行政との連絡・調整、施設の貸し出し等を行います。

各地区の地域マネージャーは、地域から推薦等があった者を市が任用し、地域コミュニティセンターに常駐して事務局の業務を担当します。

なお、地域コミュニティを運営する組織は、地域の中心的な組織となるため、住民の意見を組み上げて活動に反映するという地域運営力が必要になります。

したがって、地域マネージャーなど地域運営に関わる者は、資質の向上が欠かせません。市において、研修会への積極的な参加等を支援してまいります。

(3) 地域コミュニティの財務

地域コミュニティの活動を展開するには、一定の財源が必要になります。

各種活動の財源については、市の支援制度である地域コミュニティ活性化事業交付金（P.14～）を活用することができます。また、事務費についても、地域づくり一括交付金（P.16～）を活用することが可能です。

市の支援制度を活用するほか、将来にわたって、地域コミュニティが自立発展的に活動を展開するには、会費の徴収や収益事業によって自主財源を確保する仕組みづくりが求められます。

なお、地域コミュニティの資金管理や会計処理については、定期的に監査を実施するなど、適正な管理が行われるよう配慮が必要です。

5. 地域コミュニティ施策の推進体制

(1) 地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティは、自治会や婦人会などの各種団体によって構成されるため、各々の団体の活動をどのように地域コミュニティの活動に位置づけるか、或いは、各団体とどのように連携するかなど、十分な議論が必要になります。

この時、各団体に過度な負担がかかっているものや継続が難しくなっている活動については、地域全体の問題や活動として捉え、地域コミュニティの活動として集約していくことが求められます。一方で、各種団体において重複している活動を一元化するなど、地域コミュニティの活動や事業を取捨選択して

いく作業が重要になります。

なお、こうした方針を決定するには、総会などによる地域住民の合意形成が欠かせません。

(2)市の推進体制

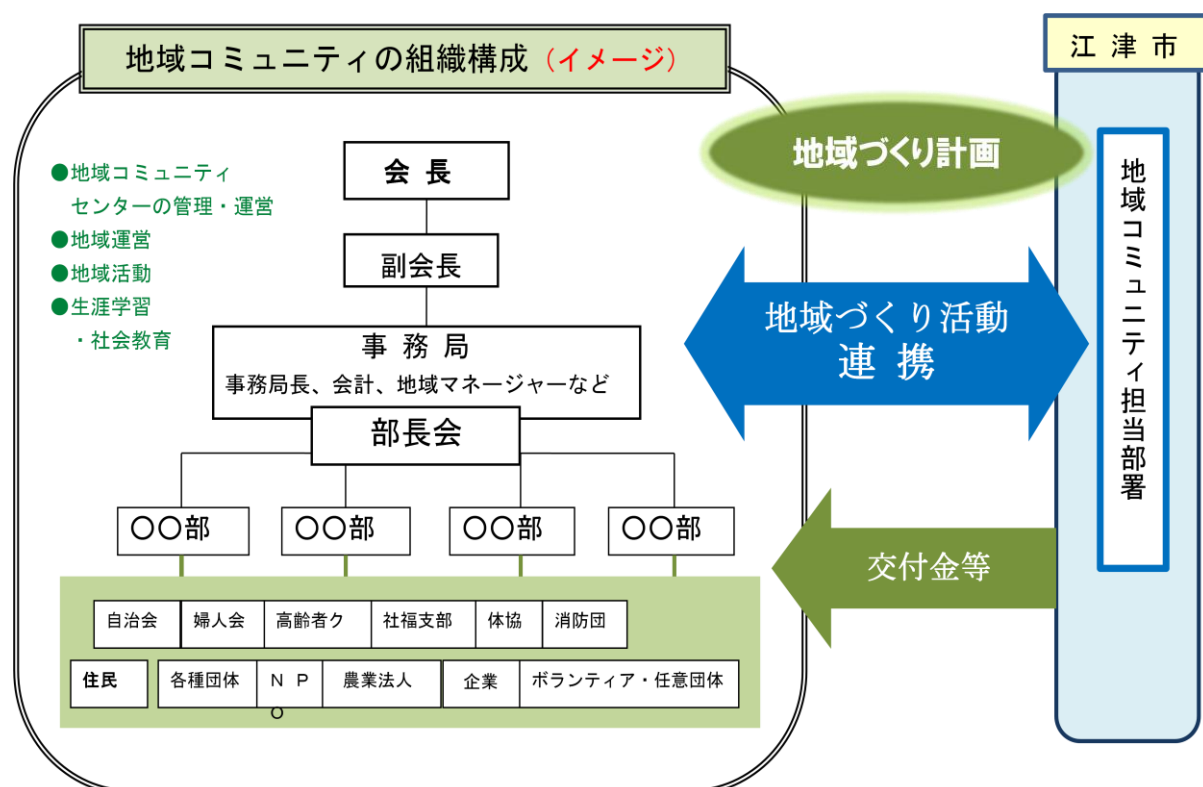
地域コミュニティ活動を活性化し、かつ地域が抱える課題を共有するため、現在3課（政策企画課、農林水産課、社会教育課）で所管している地域コミュニティ業務を一元化し、当分の間、専任の担当部署を設置します。

担当部署の職員は、地域コミュニティの活動を支援するとともに、当該地域において発生する課題の把握に努めます。

把握した課題の中で、地域コミュニティと行政（市・県・国）が分担すべき課題については、担当部署の職員が窓口となって、関係部署との調整を行います。

また、財源を必要とする活動や事業については、国や県などの各種補助金の紹介や申請の支援など、事務的なサポートについても積極的に行ってまいります。

図2 地域コミュニティの構成と江津市との関係



6. 地域コミュニティの推進スケジュール

(1) 地域コミュニティ設立の手順

地域コミュニティを設立するには、まず、地域コミュニティ設立準備会を発足し、役員体制や専門部会などの組織構成や会則づくりなどに取組む必要があります。

また、地域コミュニティ設立準備会は、先進地視察や研修会、広報活動などを通じて、地域コミュニティに関する住民の理解を促進し、活動への参画を呼びかけます。

地域コミュニティの組織構成、役員人事、会則などが決定したら、設立総会をもって、地域コミュニティの設立となります。

地域コミュニティは、直ちに地域づくり計画（P.14 参照）の作成に着手するとともに、活動を開始します。

(2) 公民館から地域コミュニティセンターへ移行の手順

地域コミュニティの組織が設立された地域は、翌年度から、公民館を地域コミュニティセンターへ切り替え、平成 29 年度までに、全ての公民館を地域コミュニティセンターへ移行します。

また、地域コミュニティ設立準備会が発足し、1年以内に地域コミュニティ組織の設立が見込める地域には、地域マネージャーを配置することができます。

ただし、公民館が地域コミュニティセンターへ移行するまでの間は、公民館主事と地域マネージャーを並置する場合と、公民館主事を地域マネージャーへ切り替える場合の2つのパターンのいずれかを選択することができます。

（P.10 図4参照）

(3) 年次別の推進スケジュール

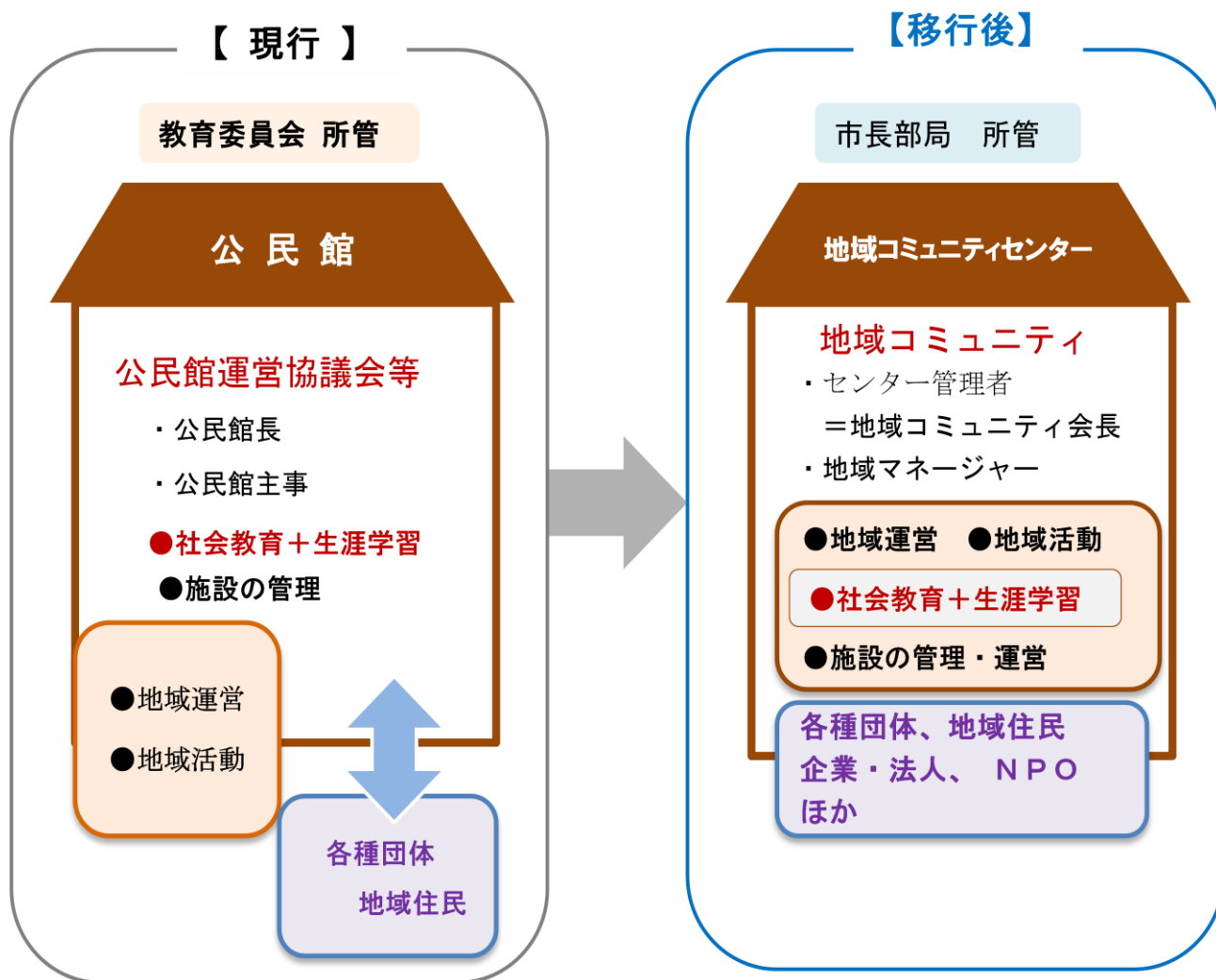
地域コミュニティが設立された地域から、順次、公民館を地域コミュニティセンターへ移行します。

それに伴い、地域コミュニティセンターにセンター管理者と地域マネージャーを配置します。

平成 26 年度から平成 29 年度までの間に、全地区の公民館を地域コミュニティセンターへ移行し、平成 29 年度から指定管理制度を導入してまいります。

（P. 11 表1参照）

図3 公民館から地域コミュニティセンターへ移行後の比較



< 説明 >

【現行】

公民館活動は、公民館運営協議会等（*地域で名称が異なる）によって決定され、公民館長と公民館主事が配置されています。

公民館は、社会教育法により社会教育や生涯学習に関する事、施設の公共的利用に関する事、各種団体等の連絡・調整を図ることを行います。

【移行後】

地域コミュニティセンターは、地域コミュニティが管理・運営し、組織の会長がセンター管理者になります。

地域コミュニティセンターは、地域コミュニティが中心となって、地域内の各種団体と連携しながら地域活動を企画、実践します。

また、地域コミュニティ活動やセンターの管理・運営等の事務局業務を行うため、地域マネージャーを配置します。

図4 公民館主事と地域マネージャーの配置パターン

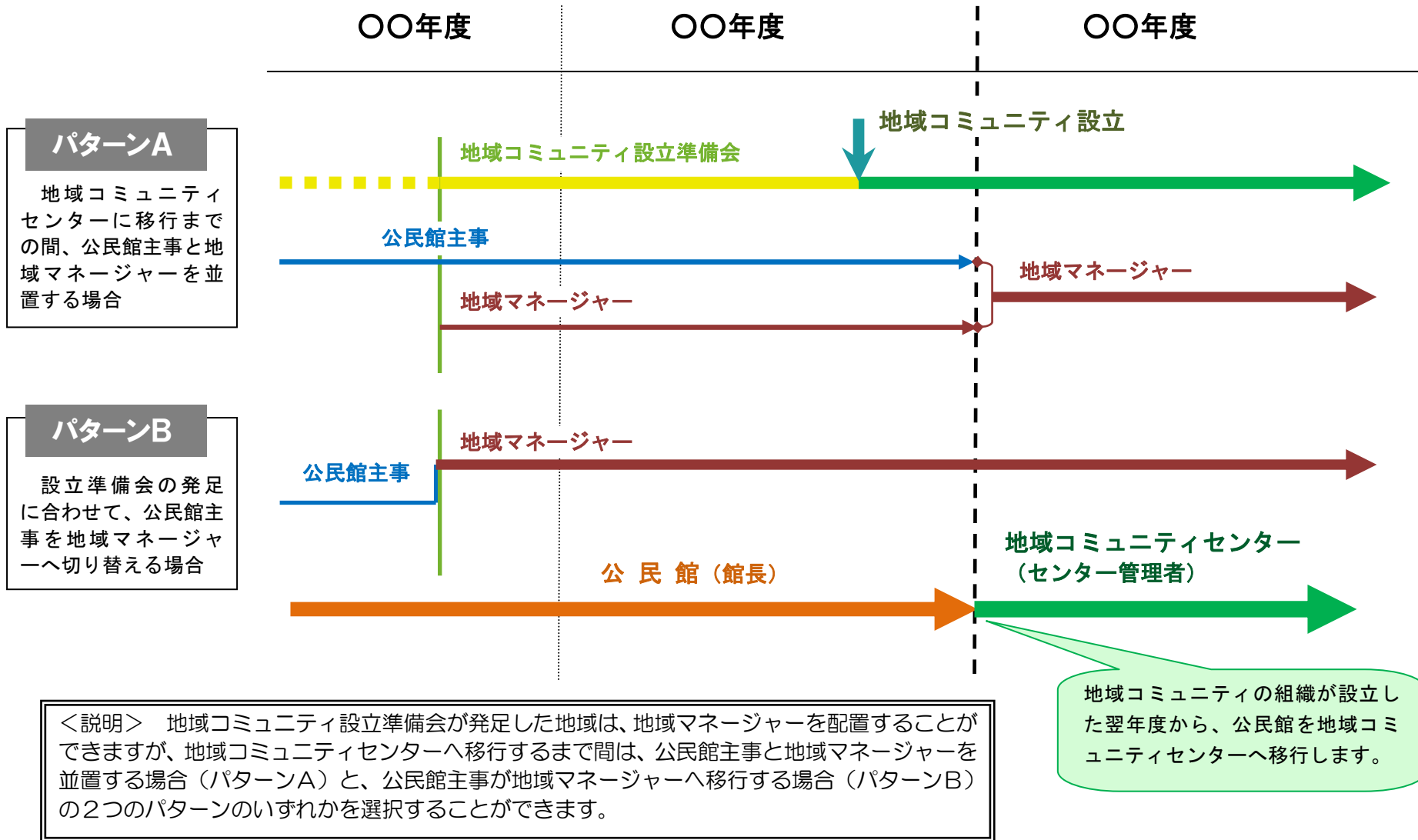


表1 地域コミュニティセンターへの移行スケジュール

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------------|------------------------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 地域コミュニティの組織数（延数） | 5地区（黒松、浅利、松川・川平、都治、跡市） | 8地区 | 13地区 | 18地区 | 21地区 | 21地区 |
| 地域マネージャーの配置数（公民館主事から移行） | 5人 | 8人 | 13人 | 18人 | 21人 | 21人 |
| 地域コミュニティセンター数（延数） | | 5地区調整 | 8地区・センター | 13地区・センター | 18地区・センター | 21地区 |
| 指定管理者制度を導入するセンターの数 | | | | | | 21センター |
| 公民館の数 | 22館 | 22館 | 13館 | 8館 | 3館 | 0館 |

※ 松川町と川平町が2町で1組織を形成したため、全市 21 地区になります。

7. 地域コミュニティを形成する地域の範囲

(1) 連合自治会区を単位とした地域コミュニティの形成

江津市には、現在 281 の自治会がありますが、そのうち 65 歳以上の高齢者が人口の 50%を超えている自治会は、平成 23 年 1 2 月末現在で 46 自治会で、全体の 16.4%を占めます。また、世帯数が 20 世帯以下で構成される自治会は 73 自治会で全体の 26.0%を占めており、小規模な自治会が増え、なおかつ高齢化が進んでいます。

このような自治会の中には、互助や共助といった機能が著しく低下し、安心安全な暮らしや伝統行事、共同作業などの存続が困難になりつつある地域が見受けられます。

人口と高齢化率の推移から、今後、ますます小規模高齢化する自治会の増加が予測されることから、現状の自治会の枠組みを超え、表 2 (P.13) のとおり地域的なつながりの強い連合自治会区を単位とした地域コミュニティの形成を促進してまいります。

(2) 地域ブロックを単位とした活動の推進

平成 24 年 3 月に提出された「これからの江津市公民館のあり方」答申においては、人口規模の小さな公民館に配慮して、東部、中部、西部、桜江という地域ブロックを単位とした研修会等を開催し、地区公民館の機能強化を図っていくことが提起されています。

この答申を踏まえ、地域コミュニティセンター移行後も、東部ブロック、中部ブロック、西部ブロック、桜江ブロックの枠組みで、合同の研修会やイベント、また情報交換会などの開催を促進してまいります。

これにより、各センターの活動が情報共有され、相対的に地域コミュニティ活動が活性化することを期待します。

表2 連合自治会区と公民館区との関係及び各地区の状況

2011年12月31日現在 住民基本台帳人口

| 連合自治会 | 公民館名 | 人口 (人) | 高齢化率 (%) | 町名等 |
|----------------------|------------------|-----------|-------------|-----------------------------|
| 波積連合自治会 | 波積公民館 | 392 | 40.05 | 波積町 |
| 黒松連合自治会 | 黒松公民館 | 441 | 39.91 | 黒松町 |
| 都治連合自治会 | 都治公民館 | 1,197 | 36.42 | 都治町、後地町 |
| 浅利連合自治会 | 浅利公民館 | 1,048 | 31.11 | 浅利町 |
| 高浜連合自治会 | 郷田公民館 | 1,394 | 42.30 | 江津町の一部(高浜) |
| 江津本町・金田・ 島の星連合自治会 | ・島の星分館 金田公民館 | 786 | 44.42 | 江津町の一部(江津本 町), 島の星町, 金田町 |
| 嘉久志連合自治会 | 嘉久志公民館 | 3,240 | 29.60 | 嘉久志町 |
| 和木連合自治会 | 和木公民館 | 1,554 | 30.95 | 和木町 |
| 渡津連合自治会 | 渡津公民館 | 2,219 | 32.09 | 渡津町 |
| 松川連合自治会 | 松川公民館 ・上津井分館 | 635 | 44.41 | 松川町 |
| 川平連合自治会 | 川平公民館 | 224 | 52.68 | 川平町 |
| 跡市連合自治会 | 跡市公民館 ・井沢清見分館 | 713 | 44.18 | 跡市町、千田町、 井沢町、清見町 |
| 敬川連合自治会 | 敬川公民館 | 1,453 | 33.45 | 敬川町 |
| 都野津連合自治会 | 都野津公民館 | 3,262 | 28.48 | 都野津町 |
| 二宮連合自治会 | 二宮公民館 | 3,022 | 23.26 | 二宮町 |
| 波子連合自治会 | 波子公民館 | 844 | 41.59 | 波子町 |
| 有福温泉連合自治会 | 有福温泉公民館 | 498 | 37.15 | 有福温泉町 |
| 長谷連合自治会 | 長谷公民館 | 334 | 46.71 | 長谷、八戸 |
| 市山連合自治会 | 市山公民館 | 833 | 32.29 | 市山, 江尾, 今田 |
| 川戸連合自治会 | 川戸公民館 | 669 | 38.42 | 川戸、小田 |
| 谷住郷連合自治会 | 谷住郷公民館 | 546 | 34.98 | 谷住郷 |
| 川越連合自治会 | 川越公民館 | 695 | 47.19 | 川越、鹿賀、坂本、 大貫、田津 |

8. 地域づくり計画の作成

地域コミュニティを形成し、地域活動を計画的かつ効果的に推進していくためには、地域づくりについての基本的な考え方を明確にし、期間を定めた事業計画を作成しなければなりません。

地域の将来を見据えると、過疎化と高齢化が進行する中で、地域をどのような姿に変えていくか、或いは、地域をどのように維持していくかという具体的なビジョンを持つことが肝要です。

地域コミュニティ活性化事業交付金が有効に活用されるためにも、下記のような地域づくり計画の作成を必須とします。

なお、地域づくり計画は、市へ提出し、計画の承認を受けることを義務づけます。

◆地域づくり計画に盛り込む内容

- ① 地域の概要（人口・自然・歴史・文化・伝統行事など）
- ② 地域の資源や魅力
- ③ 地域に発生する問題や困りごと
- ④ 地域づくりの基本理念
- ⑤ 取り組むべき活動や事業
- ⑥ 年度別の事業スケジュール
- ⑦ その他資料
 - ・各種団体の概要や地図 など

9. 地域コミュニティの推進に対する支援制度

(1) 地域コミュニティ活性化事業交付金

地域コミュニティの結成を促し、地域コミュニティの活動を活性化するため、地域コミュニティ活性化事業交付金を交付します。

地域コミュニティ活性化事業交付金には、①地域コミュニティづくり事業交付金と、②地域コミュニティ実践事業交付金の2つの事業メニューがあります。

①地域コミュニティづくり事業交付金

地域コミュニティの設立や機運醸成のための視察や研修等にかかる事務的な経費を支援するため、地域コミュニティづくり事業交付金を交付します。

【交付要件と交付額】

- ア、申請者は、連合自治会区内の住民の合意が得られた組織（地域コミュニティ設立準備会若しくは地域コミュニティ組織など）であること。
- イ、交付額は、1 連合自治会区あたり 50 万円までとし、単年度 25 万円を上限に交付する。
- ウ、交付期間は 3 カ年度を限度とするが、1 カ年度に限り、地域コミュニティ実践事業交付金と重複して活用することも可能とする。

【対象となる経費】

会議費、先進地視察費、講師謝礼、事務費、人材育成のための研修会参加旅費・負担金など

②地域コミュニティ実践事業交付金

地域コミュニティが地域づくり計画に基づく活動や事業を実施しようとするとき、その活動や事業の立ち上げに要する経費を支援する制度です。

今まで地域が負担していた費用に本交付金を充てることは、原則として認められません。

【交付要件と交付額】

- ア、申請者は、連合自治会区の住民の総意により設立された地域コミュニティ組織であること。
- イ、交付の対象となる活動や事業は、市が承認した地域づくり計画に掲載されている活動や事業であること。
- ウ、交付額は、1 コミュニティあたり 1,000 万円までとし、単年度 300 万円を上限に交付する。
- エ、交付期間は 10 カ年度を限度とする。

【対象となる経費科目】

賃金、報償費、旅費、費用弁償、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、積立金、公課費

【対象とならない経費科目】

報酬、給与、手当、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、交際費、財産購入費（土地、建物の不動産や自動車等の動産の購入）、負担金及び補助金（研修会等への参加費を除く。）、扶助費、貸付金、補償、補填及び賠償金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、寄付金

【繰越金】

単年度で事業が完了するものである場合は、繰越は認められません。また、残金が発生した場合は、交付金の返還が生じます。

ただし、複数年で取組む事業にあつては、残金を翌年度会計へ繰越ができるものとし、この場合は、繰越金の届出が必要になります。

(2) 地域づくり一括交付金

地域コミュニティが当該地域に発生する課題に対応し、様々な活動を展開していくには、事務費など一定の財源が必要になります。

現在、市の各課が地域団体へ交付している補助金や委託料は、用途を限定しているため、地域によっては補助金の効果が十分に認められないケースが発生しています。

本市には、市街地や農山漁村地域など様々な地域特性があり、それぞれの地域において必要な取組みや活動も様々であることから、用途を限定して地域へ一律に交付されている補助金等の見直しが必要になっています。

そこで、各課が個別に交付している補助金等を精査し、その財源を地域づくり一括交付金として集約し、地域コミュニティへ交付します。

市は、補助金等の一括交付金化により、地域コミュニティの地域特性や課題に沿った取組みに対して、交付金が効果的に活用されるよう推進してまいります。

また、地域コミュニティにおいて地域づくり一括交付金の用途を検討する過程で、地域のことは地域自らが決定していくという自治力が再構築されていくことを期待します。

なお、地域コミュニティ実践事業交付金（10年間）を終了した地域については、必要に応じて、この地域づくり一括交付金を拡充していくことを検討してまいります。

(3) 自治機能再生プレーンと地域マネージャー制度

地域コミュニティの形成の過程では、様々な疑問や課題が発生します。こうした疑問や課題が整理されないままに地域コミュニティを形成しようとする、地域内の組織間の良好な関係が保てなくなり、地域住民のみでは解決できない問題へと発展していきます。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年度から、江津市自治機能再生プレーン派

遣事業を設けました。

現在は、2名の自治機能再生ブレンがアドバイザーとして地域へ出向き、地域コミュニティの考え方や組織づくりについて、学識的な立場からアドバイスをしています。

この自治機能再生ブレン派遣事業については、今後の地域コミュニティ施策を推進する上で、当分の間、継続してまいります。

また、組織づくりや地域づくり計画の作成にあたっては、幾度となく会合を重ねる必要があり、会議の招集や資料作成などにかかなりの労力が必要になります。さらに、市への交付金申請や会計処理などの事務が発生し、こうした事務の負担感が地域コミュニティの推進を妨げる要因になっていました。

そこで、平成22年度から、地域コミュニティを設立するための支援として、地域の事務などを専任で行う地域マネージャーを配置する制度を創設しました。

この地域マネージャーは、地域コミュニティ設立準備会が発足し、1年以内に地域コミュニティの設立が見込める地域に配置することができます。(参照：図4)

地域マネージャーの職務は、地域コミュニティ事務局の事務に関すること、及び、施設の貸し出しなどに関することとします。

江津市地域コミュニティ推進会議設置要綱

(目的・設置)

第1条 本市の地域コミュニティ施策推進にかかる基本方針を示す「江津市地域コミュニティ推進指針(仮称)」(以下「指針」という。)を策定するため江津市地域コミュニティ推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) その他、指針の策定に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 推進会議は、10人の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される推進会議の会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務を処理するため、総務部政策企画課及び産業振興部農林水産課、

並びに教育委員会社会教育課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年3月31日を限り、その効力を失う。

江津市地域コミュニティ推進会議委員名簿（敬称略・50音順）

◎委員長 ○副委員長

黒川 聡 江津市社会福祉協議会 会長

◎ 作野 広和 島根大学教育学部准教授・江津市自治機能再生ブレーン

佐貫 弘 江津市小学校長会 会長

瀬頭 龍平 江津市連合自治会長協議会 会長

田儀セツ子 江津市連合婦人会 会長

坪内 清 島根県地域振興部しまね暮らし推進課課長

灘 勝晴 江津市公民館連絡協議会 会長

諸岡 了介 島根大学教育学部准教授・江津市自治機能再生ブレーン

森 奈々子 江津市教育委員会委員長

○ 山下 修 江津市副市長

事務局

| 所属・職名 | | 氏名 |
|-------|--------------|-------|
| 総務部 | 総務部長 | 石田 道明 |
| | 政策企画課長 | 今田 三之 |
| | 政策企画課課長補佐 | 佐々木章夫 |
| 産業振興部 | 産業振興部長 | 釜瀬 隆司 |
| | 農林水産課長 | 三浦 正典 |
| | 農林水産課定住対策係長 | 中川 哉 |
| 教育委員会 | 教育次長 | 松田 明信 |
| | 社会教育課長 | 中西 一郎 |
| | 社会教育課社会教育係主幹 | 本山 正博 |